

〈連載〉国際人権先例紹介 (4)

自由権規約委員会

通報番号 1560/2007

人権活動家らが武装集団によって殺害された事件について、捜査・訴追手続きが不当に遅延していること、生前被害者らの身体の安全を保障するために適切な手段が採られなかった点を規約違反を認めた事例。

通 報 者	Orly Marcellana, Daniel Gumanoy
当 事 国	フィリピン
通 報 日	2006年3月9日
見 解 採 択 日	2008年10月30日
条 約 発 効 日	1987年1月23日
選 択 議 定 書 発 効 日	1989年11月22日

事案の概要

1 通報者らは、本件の被害者 Eden Marcellana と Eddie Gumanoy の親戚である。被害者らはそれぞれ人権団体と農業団体の幹部で、2003年4月、軍隊が関与したと思われる誘拐・殺害等に関する事実調査ミッションを指揮した。

2 被害者らは調査の帰路、204歩兵部隊の本部から5.5キロメートル地点で武装集団に車を止められ捕らえられた。全メンバーが縛られ拘束されたが、その後被害者ら以外は解放され、翌日被害者らの銃殺体が発見された。武装集団の内2名は目撃者により人物が特定された。

3 通報者らは直ちに司法省 (DOJ) に告訴したが、2004年12月17日、司法省は証拠不十分で違反者らを不起訴処分とした。2005年2月22日、通報者らはこの処分の見直しを求めたが、2006年11月20日、請求は却下された。通報者らは大統領府に再考を求めたが、手続きは現在も継続中である。

通報者らは同時にフィリピンの人権委員会に

も申立てをしたが、委員会に対する不信感から後に申立てを取り下げた。その他、フィリピンの上院、下院にも申立てをしたが何の反応もない。

4 以上の経緯から、通報者らは、手続きは不当に遅延しており効果的な救済を得ることはできず、従って国内的救済措置は尽くされているとして、規約2条1項、同3項、6条1項、7条、9条1項、10条1項、17条、26条の違反を理由として委員会に通報した。

5 これに対し当事国政府は、①国内的救済手段が尽くされていない、②本件は国連の特別報告者によって検証されている、③管轄下の犯罪行為に関する政府の権限を認めずに委員会に通報したことは、通報提出権の濫用である、④被害者らが武装集団によって殺害された事実と当事国政府の権限との関連性について、通報者らは十分に立証していないとの理由から本件は受理不可能であると主張した。

本案に関しては、独立委員会 (メロ委員会) が設置され調査報告書が作成されたこと、最高裁が超法規的殺害事件を扱う特別法廷のためのガイドラインを策定したこと、国連の特別報告者も当事国政府の努力を認めていること等を具体例として挙げ、当事国政府は超法規的殺害に関する補償を積極的に進めていると主張した。

また、軍や国家の関与がない事件であっても当事国政府は市民の基本的権利や自由が守られるよう最大限努力しており、通報者らは、政府がどのように規約に違反しているか十分に立証していないと主張した。

委員会の見解

1 許容性について

選択的議定書5条2項 (b) の趣旨に照らし、国内的救済手段は効果的かつ有効な手段でなければならず、また不当に遅延してはならない。

本件では、被害者らの遺体発見が2003年4月で、司法省の手続きが最終的に終了したのは2007年4月である。また2007年5月に通報者らが大統領府に提起した手続きは未だ継続中である。これらの経緯に鑑み、委員会は本件の国内的救済手段は不合理に遅延していると判断する。

次に、特別報告者による事実調査のための訪問は、選択的議定書5条2項(a)が規定する「他の国際的調査又は解決の手続き」には当たらないというのが委員会の見解である。

通報提出権の濫用に関しては、締約国は選択的議定書1条により、「その管轄下にある個人で締約国によって権利を侵害されたと主張する個人からの通報を、委員会が受理し、かつ、検討する権限を有することを認め」ているのだから、通報提出権の濫用があるとの明白な理由がない限り、当事国政府の主張は認められない。

もっとも、規約2条1項、7条、10条1項、17条、26条については、権利の侵害があったとの具体的説明がないことから受理できない。従って、規約2条3項(効果的救済措置の確保)、6条1項(生命に対する権利)、9条1項(身体的自由及び安全)に関して本案の審理を行う。

2 本案について

1) 本件被害者らが武装集団によって誘拐され、殺害されたことは動かし難い事実である。そして、6条が保障する権利が侵害された場合、犯罪の捜査と起訴は必要不可欠な救済措置であるというのが委員会の見解である。委員会

の一般的見解31に照らしても、権利侵害の責任者は裁かれなければならない。

本件では、殺害から5年が経過しているにも関わらず、当事国政府は誰も訴追せず、捜査の進捗状況に関する情報提供もない。このような対応は正義の否定であり、当事国政府には6条並びに2条3項に関して違反が認められる。

2) 9条については、Ms. Marcellanaは彼女が行っていた人権活動のために複数回脅迫を受けており、軍隊が彼女に対する暴力を煽っていた。さらに、事実調査ミッションを率いている間は、全てのメンバーが継続的に監視されていると感じていたとの事実を照らし、被害者らの身体の安全を保障するために必要な保護を与えるべき客観的必要性が認められる。しかしながら、被害者に対して保護が与えられたことを示すものはない。従って委員会は、当事国政府が被害者の身体の安全を確保するための適切な手段を採らなかったとの結論に至った。

3) 以上により、当事国政府には、規約2条3項、6条1項、9条1項の違反が認められる。当事国政府には、誘拐と殺害の責任の所在を明らかにするための手続きを取ること、適切な補償金を支払うことといった効果的救済を与える義務がある。また、再発防止のための手段を講じなければならない。

(担当：小豆澤史絵)

(弁護士)